

第3回環境保全対策会議を開催しました。

桜川市内の不法投棄や土砂等の土地埋立て等に関する環境問題について、関係機関等の調整を図り問題解決に向けて協議するため、第3回環境保全対策会議（議長：小林達徳副市長）を令和4年5月24日（火）大和庁舎大会議室で開催し、下記のとおり協議しました。

記

開催日 令和4年5月24日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 桜川市役所大和庁舎3階大会議室

会議の内容

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - ・ 事案カルテの更新報告について
 - ・ その他

会議の公表

議長あいさつ（小林達徳副市長）

第3回環境保全対策会議に、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室をはじめ、茨城県林政課並びに県西県民センター、県西農林事務所、筑西土木事務所、桜川警察署の皆様には大変ご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本市では去る2月28日に、真壁町田で行われておりました無許可の土砂たい積事案に関しまして、桜川警察署に刑事告発を致しまして、行為者が逮捕されております。当日夕方からのTBSテレビやNHKのニュース番組、新聞で取り上げられ、不正な行為に対する市の厳格な姿勢を内外に知らしめられたと考えております。先週末22日には、日曜日に結城市在住の男が共犯者として逮捕されて、新聞報道がございました。

また、先週末の5月20日金曜日に盛り土規制法が国会で成立し、全国で一律の規制が課せられ、違反した法人には最高三億円の罰金を科す等罰則も強いものです。来年5月頃の施行として報じられており、この会議に最も関わりの大きい法律ですので、担当課を中心に法施行に係る準備作業を宜しくお願いしたいと思います。

本年度、本市では組織力の強化を図るよう生活環境課内に不法投棄対策室を4月1日に設置しました。対策室には茨城県警察OBの方を廃棄物対策専門員として任用いたしまして、事案の対応や、未然防止に引続き当たってまいりたいと考えております。

さて、本日は前回協議頂きました事案カルテの説明を中心に進めて参りますので、会議の目的でもあります関係機関皆様との情報共有、そして対策を協議していきたいと考えております。今後とも引き続き宜しくお願い致します。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

協議事項1 事案カルテの更新報告について

- ・事案カルテ説明、協議

協議事項2 その他

- ・懸念される案件（情報提供者からの報告）1件

以上